

# 平成30年度 障害保健福祉部概算要求の概要(抜粋)

## ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

216億円(203億円)

(※地域生活支援事業等計上分を除く)

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

2.3億円(2.3億円)及び

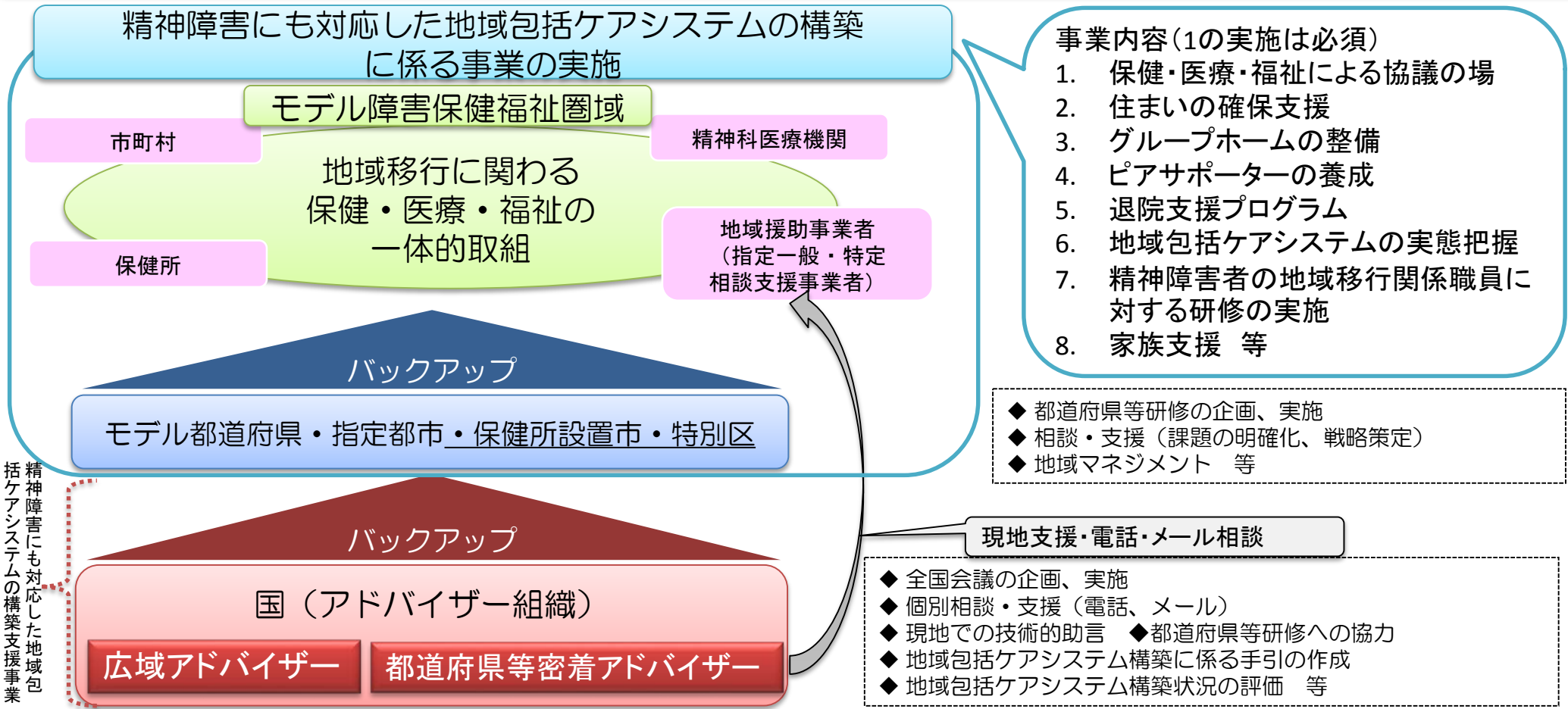
地域生活支援事業等(507億円)の内数

- ① 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
- ② 新たに、保健所等の多職種チームによる、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援等を行うアウトリーチ活動や、地域生活継続のために当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うピアサポート活動等について、自治体が積極的に実施する事業を地域生活支援促進事業に位置づけ自治体の取組を支援する。

- ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業【平成29年度予算192,893千円→平成30年度要求：192,893千円】
  - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業【平成29年度予算：37,500千円→平成30年度要求：37,500千円】
- 【①：都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区、1/2補助】 【②：公募、定額補助】 ※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

○国は、都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）と連携しながらモデル障害保健福祉圏域（以下「モデル圏域」という。）を支援する取組を段階的に拡大し、好事例のノウハウの蓄積と横展開により精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援する。

○都道府県等は計画的に地域の基盤を整備するとともに、推薦した都道府県等密着アドバイザーと連携しながらモデル圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域移行の推進の仕組みづくりに携わる精神科医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築する。また、都道府県等全域への普及を図る。



# 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

## 【地域生活支援事業】※都道府県必須事業

- ① アウトリーチ事業評価検討委員会 ← 3か月に1回以上開催
  - ② アウトリーチ事業 ← 原則24時間365日の相談支援体制、保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士を少なくとも1名以上配置、専用の事務室、1日1回のミーティング、関係者による週1回程度のケース・カンファレンス
  - ③ ピアサポートの活用
- 実施主体：都道府県……………① ②  
                  都道府県、指定都市……………③
- 補助率：1/2

厳しい要件

## 【地域生活支援促進事業】

- ① アウトリーチ事業評価検討委員会
  - ② アウトリーチ事業
  - ③ ピアサポートの活用
- 実施主体：都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区……………①、②  
                  都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区……………③
- 補助率：1/2 → **定額(P)**                   ※下線部の対象を拡大

要件の緩和